

02.91

国の特許出願における代理権を証明する
書面の省略について

国の特許出願等において、法令上特許を受ける権利等の管理処分権を有する各省庁の長（分掌権限のある部局等の長を含む。）が、法令等の規定に基づいて出願等の手続の代理権を包括的にその下部機関に与えた場合であって、当該代理権を与えた各省庁の長から特許庁長官に宛てて文書をもってその旨の届出があったときは、以後代理権を証明する書面の提出（特施規4条の3^{*1}）を省略することができる。

（説明）

特許法施行規則第4条の3^{*1}では、出願人にとって不利益となる手続及び出願人の意思に反する手続が予想される場合にのみ、代理権を証明することとしているが、国の行政機関から文書による「法令等の規定に基づき包括的な代理権を授与した」旨の通知があれば、出願人の不利益な手続及び意思に反する手続についての代理権は、極めて明確であり、以後、代理権を授与された下部機関が個別の出願について代理権を証明する書面の提出を省略できることとしても、同規則第4条の3の規定の趣旨に反するものではない。

（改訂平成23・11）

^{*1} 特施規4条の3：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用